

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2024年4月26日

MSVグローバル資産配分ファンドⅠ （保守型）

追加型投信／内外／資産複合

マネックス・アセットマネジメント株式会社

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条に基づく目論見書です。

委託会社への照会先

【電話番号】03-6441-3964（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

【ホームページ】 <https://www.monex-am.co.jp/>

1. 「MSVグローバル資産配分ファンド I (保守型)」(以下、「当ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 4 月 25 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 4 月 26 日にその届出の効力が発生しております。
2. 本書は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める内容を記載した目論見書です。

- 当ファンドは、主としてわが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券または投資証券(以下、投資信託証券といいます。)を組入れることにより運用を行います。投資信託証券は、国内外の株式、債券およびオルタナティブ(リート/コモディティ)等を投資対象としており、その価格は、株式等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。
当ファンドの基準価額は、組入れている投資信託証券の値動き等による影響を受けます(外貨建資産には為替変動もあります。)したがって、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、すべて投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
- 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- 登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

発行者名	マネックス・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 萬代 克樹
本店の所在の場所	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 26 階
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	28
第3【ファンドの経理状況】	34
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	54
第三部【委託会社等の情報】	56
第1【委託会社等の概況】	56

信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MSVグローバル資産配分ファンド I (保守型)(以下、「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1 兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込の受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。(ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。)

基準価額については、販売会社または委託会社の「(8) 申込取扱場所」の照会先にご確認ください。

(5)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。(ノーロード)

(6)【申込単位】

最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合には、1 口単位とします。

お申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」の照会先にご確認ください。

(7)【申込期間】

継続申込期間 : 2024 年 4 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日まで

※継続申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社で取得申込みの取扱い等を行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

・委託会社への照会

ホームページ : <https://www.monex-am.co.jp/>

電話番号 : 03-6441-3964(受付時間:営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下、「受託会社」といいます。)の指定する当ファンドに係る口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に申込代金を支払うものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」の照会先にご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

① 申込の方法

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後 3 時までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの受益権の取得申込者は、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

販売会社によっては、収益分配金の受取り方法により、収益分配金を受取るコース(「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。))または収益分配金を税引後で再投資するコース(「自動継続投資コース」)のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断した場合、委託会社は、受益権の取得申込の受付を制限または停止することができます。

また、委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)を取消することができるものとします。

② スイッチングについて

当ファンドは、1口単位でスイッチング(乗換え)することができます。スイッチングとは、現在保有している当ファンドを換金(解約請求)して、委託会社が設定している他のファンド(MSVグローバル資産

配分ファンドⅡ（安定型）からMSVグローバル資産配分ファンドⅤ（積極成長型）の取得申込みを行う取引のことをいい、当ファンドの換金代金が取得申込代金に充当されます。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングによる取得申込みの際に申込手数料がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金（解約）代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

○投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

○受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません）。

○振替口座簿に記載・記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券(以下、「投資信託証券」といいます。)への投資を通じて、国内外の株式、債券および不動産投資信託(リート)等へ実質的に投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社との合意により変更することができます。

③基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型投信の別	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信(リート)およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 (実質の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル(日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株			ファミリー ファンド	
	年4回	北米		
債券				あり
一般	年6回	欧州	ファンド・	(部分ヘッジ)
公債	(隔月)		オブ・	
社債		アジア	ファンズ	
その他債券	年12回			
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		なし
不動産投信	日々	中南米		
その他資産(投資信託証 券(資産複合(株式・債券・ 不動産投信・商品)資産 配分変更型))	その他	アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください(<https://www.toushin.or.jp/>)。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券・不動産投信）資産配分変更型））	①投資信託証券を通じて、国内外の株式、債券、不動産投信（リート）等へ実質的に分散投資する。 ②組入れる投資信託証券は、収益機会の追及やリスクの分散を目的として、各資産の組入比率も適宜見直しを行う。
年1回	投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。*
為替ヘッジあり（部分ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、一部資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

* 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

<ファンドの特色>

- ◎ わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券(ETF)^(※)を主要投資対象とします。
※わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券または投資証券を意味します。また、ETFとは、「Exchange Traded Fund」の略称で、主に国内外の株式・債券、オルタナティブ(リート/コモディティ)等に関する特定のインデックス等に連動することを目指して運用が行われています。
- 上場投資信託証券への投資を通じて、国内外の株式、債券、オルタナティブ(リート/コモディティ)等へ実質的に分散投資を行います。
- 「MSVグローバル資産配分ファンド」は、想定するリスク水準が低い順に「Ⅰ(保守型)」、「Ⅱ(安定型)」、「Ⅲ(安定成長型)」、「Ⅳ(成長型)」、「Ⅴ(積極成長型)」の5つのファンドで構成されています。各ファンドが想定するリスク水準(標準偏差)とは、ファンドの月次収益率の標準偏差(年率)の目途を指し、各ファンドにおける資産配分を決定する際の目標値として使用します。このため、各ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。

	ファンドの特色	想定リスク(年率)	期待リターン(年率)
Ⅰ(保守型)	リターンの獲得を目指しつつリスクを抑制することを最優先した保守的な運用を行います。	3.0%~4.0%	1.0%~2.5%
Ⅱ(安定型)	リターンの獲得を目指しつつリスクを抑制した安定的な運用を行います。	6.0%~7.0%	2.0%~5.0%
Ⅲ(安定成長型)	リスクを抑制しつつ安定的にリターンの獲得を目指した運用を行います。	9.0%~10.5%	3.5%~7.5%
Ⅳ(成長型)	リスクを抑制しつつ積極的にリターンの獲得を目指す運用を行います。	13.0%~15.0%	5.0%~9.5%
Ⅴ(積極成長型)	リスクを抑制しつつ積極的にリターンを獲得することを最優先した運用を行います。	16.0%~18.0%	6.5%~11.5%

- ◎ 上場投資信託証券は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して分散投資を行います。
 - 上場投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを原則とします。
 - 上場投資信託証券の資産別の組入比率については、原則として、市場環境および収益性等を勘案して決定します。
 - 投資対象の投資信託証券については、市場の流動性や運用管理に係る経費ならびに投資信託証券の発行体の信用リスク等を勘案して、組入れる銘柄を選定します。

- ◎ 組入れている外貨建資産については、対円の為替ヘッジを行うことがあります。
 - 外貨建債券の指数に連動している投資信託証券の一部もしくは全部について、対円の為替ヘッジを行うことで、実質的に国内債券に連動する資産クラスに代替することがあります。
- ◎ 当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社との投資一任契約の締結が必要です。
 - 当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

ファンドのコンセプト

① 投資対象銘柄(ETF等)の選定

次の主要な選定基準を満たす銘柄を選定します。

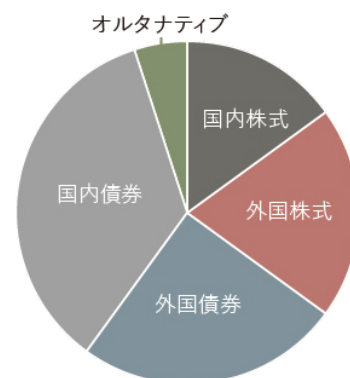
- 金融商品取引所に上場している投資信託証券のうち、流動性の高い銘柄
- 投資信託証券の運用管理に関わる経費率が相対的に低い銘柄
- 効率的な銘柄分散のために、比較的小額から投資が可能な銘柄



② 戦略的なグローバル分散投資

選定基準を満たす投資信託証券を次の運用方針に従って運用します。

- 組み入れる投資信託証券をグローバルな株式、債券、オルタナティブ資産(リートなど)へ幅広く分散投資を行います。
(注)外貨資産クラスの一部に為替ヘッジを行います。
- 市場動向、収益機会の変更、リスク分散などの観点から機動的に資産クラス、銘柄の配分を見直します。



※上記はイメージ図としての一例であり、実際と異なる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 為替予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

分配方針

原則として、毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。
(ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

○投資対象候補一覧

資産	投資対象予定の投資信託証券	国籍	運用対象	ベンチマーク	運用および管理等に 係る費用(年率)
債券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	日本	国内債券	NOMURA-BPI 総合	0.07%
	iシェアーズ・コア日本国債 ETF	日本	国内債券	FTSE日本国債インデックス	0.06%
	バンガード・米国トータル債券市場ETF	米国	海外債券	ブルームバーグ米国総合インデックス (浮動調整)	0.03%
	シュワブU.S.アグリゲート・ボンドETF	米国	海外債券	ブルームバーグ米国総合インデックス	0.03%
	バンガード・米国短期国債ETF	米国	海外債券	ブルームバーグ米国国債浮動調整(1-3年) インデックス	0.04%
	バンガード・米国中期国債ETF	米国	海外債券	ブルームバーグ米国国債浮動調整(3-10年) インデックス	0.04%
	iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド 社債 ETF	米国	海外債券	Markit iBoxx 米ドル建てリキッド ハイイールド 指数	0.49%
	シュワブ米国TIPS ETF	米国	海外債券	ブルームバーグ米国物価連動国債インデッ クス	0.03%
	iシェアーズ フローティングレート・ボンド ETF	米国	海外債券	ブルームバーグ米国変動利付債5年未満 インデックス	0.15%
	バンガード・トータル・インターナショナル債券 ETF(米ドルヘッジあり)	米国	海外債券	ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く) RIC基準インデックス(米ドルヘッジ、浮動 調整)	0.07%
	iシェアーズ・コア 世界総合債券市場 ETF	米国	海外債券	ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く) 10%発行体キャップ・インデックス(米ドル ヘッジ)	0.07%
株式	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	日本	国内株式	東証株価指数(TOPIX)	0.0545%
	上場インデックスファンドTOPIX	日本	国内株式	東証株価指数(TOPIX)	0.053%
	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本	国内株式	東証株価指数(TOPIX)	0.045%
	バンガード・トータル・ストック・マーケット ETF	米国	海外株式	CRSP USトータル・マーケット・インデックス	0.03%
	SPDR ポートフォリオ S&P 500 EDF	米国	海外株式	S&P 500指数	0.02%
	バンガード・ESG・米国株式 ETF	米国	海外株式	FTSE米国オールキャップ・チョイス・インデッ クス	0.09%
	バンガード・米国バリューETF	米国	海外株式	CRSP USラージキャップ・バリュー・インデッ クス	0.04%
	バンガード・米国グロースETF	米国	海外株式	CRSP USラージキャップ・グロース・インデッ クス	0.04%
	バンガード・スモールキャップETF	米国	海外株式	CRSP USスモールキャップ・インデックス	0.05%
	SPDR ポートフォリオ 先進国株式(除く米国) ETF	米国	海外株式	S&P 先進国総合指数(除く米国)	0.03%
	バンガード・FTSE先進国市場(除く米国) ETF	米国	海外株式	FTSE先進国オールキャップ(除く米国)イン デックス	0.05%
バンガード・FTSE・エマージング・マーケット ETF	米国	海外株式	FTSEエマージング・マーケット・オール キャップ(含む中国A株)インデックス	0.08%	
オルタナ ティブ	iシェアーズ グローバル REIT ETF	米国	オルタナティブ	FTSE EPRA/NAREIT グローバル REITS インデックス	0.14%
	iシェアーズ ゴールド・トラスト	米国	オルタナティブ	LBMA金価格	0.25%
	iシェアーズ グローバル・インフラ ETF	米国	オルタナティブ	S&P グローバル・インフラストラクチャー 指数	0.41%
	iシェアーズ グローバル・ティンバー& フォレストリー ETF	米国	オルタナティブ	S&P グローバル・ティンバー& フォレストリー 指数	0.42%

※上記は、2024年1月31日現在における投資対象とする投資信託証券であり、今後変更となる場合があります。

(ベンチマークの名称は、2024年1月31日時点で記載しています。)

(2)【ファンドの沿革】

2018年12月7日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社(マネックス・アセットマネジメント株式会社)

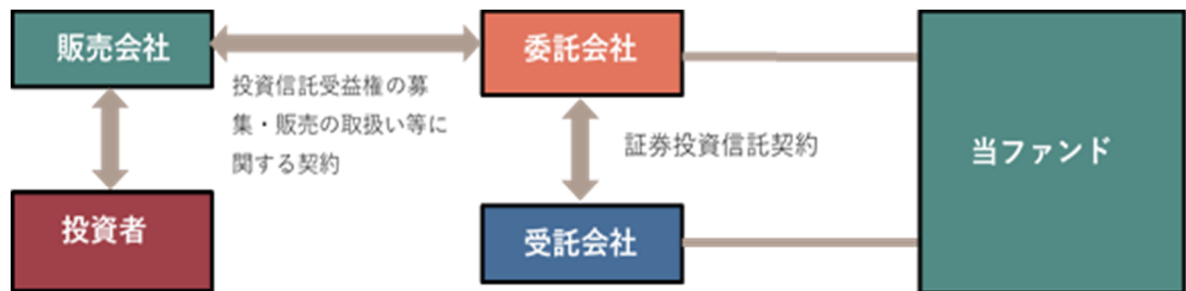
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(ロ)受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

(ハ)販売会社

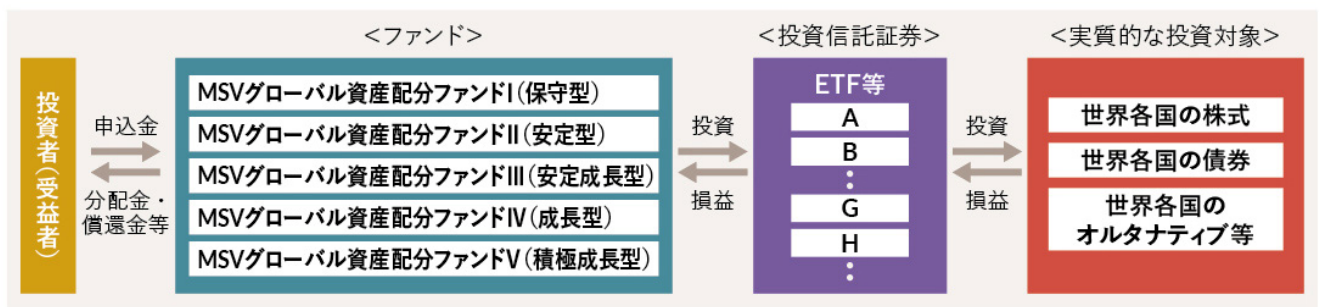
委託会社との間で締結される投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



(ファンド・オブ・ファンズについて)

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



②委託会社が関係法人と締結している契約の概要

(イ)「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しています。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象ならびに委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等を規定したものです。

(ロ)「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しています。当該契約の内容は、受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払事務等に関する規定を包括的に定めています。

③委託会社の概況

(イ)資本金の額

1,400 百万円(2024 年 1 月末現在)

(ロ)委託会社の沿革

2015 年 8 月 28 日	会社設立
2015 年 10 月 27 日	「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更
2015 年 11 月 27 日	資本金 100 百万円から 250 百万円に増資
2016 年 6 月 24 日	資本金 250 百万円から 500 百万円に増資
2018 年 9 月 27 日	資本金 500 百万円から 900 百万円に増資
2020 年 4 月 1 日	「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」から「マネックス・アセットマネジメント株式会社」に商号変更
2020 年 9 月 29 日	資本金 900 百万円から 1,400 百万円に増資

(ハ)大株主の状況(2024 年 1 月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号	50,000 株	100%

(ニ)金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 2882 号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②投資態度

- (イ) 上場投資信託証券等への投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託、コモディティ等へ実質的に分散投資を行います。
- (ロ) 上場投資信託証券等の合計組入比率は、高位に保つことを原則とします。投資対象の各上場投資信託証券等への投資比率は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、投資対象の各上場投資信託証券等への組入比率を引き下げることもあります。
- (ハ) 投資対象の上場投資信託証券等については、収益機会の追及やリスクの分散を目的として、市場の流動性や運用管理に係る経費ならびに投資信託証券の発行体の信用リスク等を勘案して、組入れる銘柄を選定します。
- (ニ) 組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行うことがあります。
- (ホ) 資金動向または市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(2)【投資対象】

わが国または外国の金融商品取引所に上場している上場投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに上場投資証券および上場外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を主要投資対象とします。

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

- A) 有価証券
- B) 金銭債権
- C) 約束手形

(ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産

- A) 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として上場投資信託証券ならびに上場投資証券および上場外国投資証券のほか、次に掲げるものに投資することを指図します。

(イ) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

(ロ) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(ハ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(ニ) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、(イ)の証券および(ハ)の証券を以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

(イ) 預金

(ロ) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(ハ) コールローン

(二) 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象と指図範囲

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

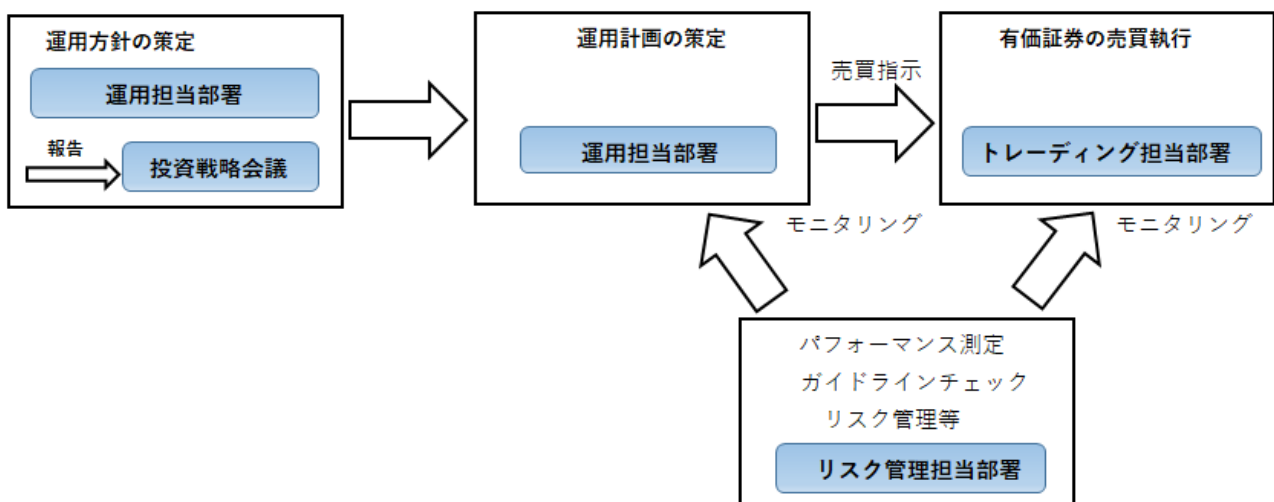
委託会社では、運用に係る組織および権限と責任を明示するとともに、運用を行うにあたって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る規程を定めています。

ファンド運用に係る意思決定はこれらの規程に則り、商品戦略の決議、運用方針・運用計画の策定、有価証券の売買のプロセスを経て実行されます。

ファンドの商品戦略は、委託会社の投資哲学や市場環境等を勘案した上で策定・見直しされ、取締役会で決議されます。

ファンドの運用方針は運用担当部署において策定され、代表取締役社長を構成メンバーに含む投資戦略会議において報告されます。運用計画は、運用担当部署においてファンドの運用方針に基づいて策定されます。

個々の有価証券の売買は、トレーディング担当部署において運用担当部署の指図に従い執行されます。なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、リスク管理担当部署にて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理担当部署にて行われます。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を再信託受託会社より受取っています。



※上記の体制は、2024年1月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(イ)分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(ロ)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(ハ)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、委託者の判断に基づき、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

②収益の分配方式

(イ)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

A)配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

B)売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

①投資対象の上場投資信託証券等への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③上場投資信託証券等が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該上場投資信託証券等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤外国為替の予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

⑥デリバティブ取引の直接利用は行いません。

⑦株式への直接投資は行いません。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑩資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性にはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日または解約代金の入金日もしくは信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までに限るものとします。

(ハ)資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および償還金の合計額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

(ニ)収益分配金の再投資に係る支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ホ)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑪法令で定める投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。従って、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には不動産投信(リート)を投資対象とする場合があります。不動産投信(リート)の価格は、当該不動産投信(リート)が組み入れられている不動産

等の価値や資料等に加え、様々な市場環境等の影響を受け変動します。不動産投信(リート)の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にはコモディティを投資対象とする場合があります。一般にコモディティ価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化など様々な要因で変動します。コモディティの価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

②金利変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、債券の残存期間や金利等も価格変動に影響を与えます。

③為替変動リスク

当ファンドは、組入外貨建資産について、一部の資産に対円で為替ヘッジを行いますが、為替ヘッジを行っていない資産において、投資している投資信託証券の発行通貨に対して円安になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、円高になれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、円の金利が為替ヘッジの対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円と当該通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

④信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

当ファンドにおいて金融商品取引所上場の投資信託証券を売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

⑥カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや、投資した投資信託証券の価格が大きく変動する可能性があります。

⑦収益分配金に関する留意事項

収益分配は、計算期間中に発生した運用益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。従って、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこと、受益者毎に異なります。

収益分配金は純資産から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

⑧その他の留意事項

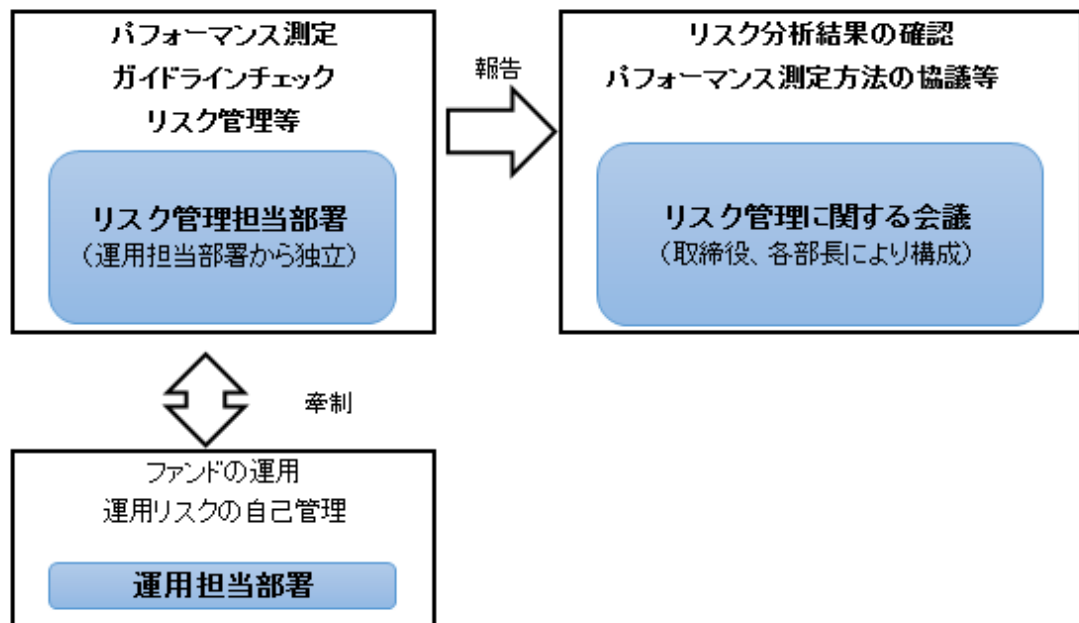
A) 当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。

B) 当ファンドは、投資判断によっては特定の投資信託証券に集中投資することがあります。そのため、当該投資信託証券の影響を大きく受ける場合があります。

- C) 当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- D) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- E) 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

(2)投資リスクに対する管理体制

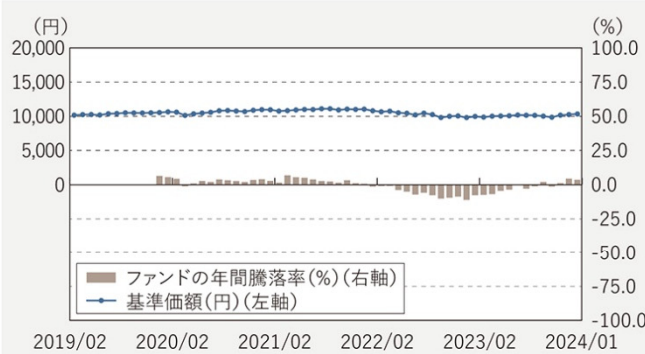
- A) 委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、対象ファンドについて、運用パフォーマンス評価と運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等に対象ファンドのリスク分析の結果を報告します。また、当会議体等において、運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。
- B) 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- C) リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



※上記の体制は、2024年1月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

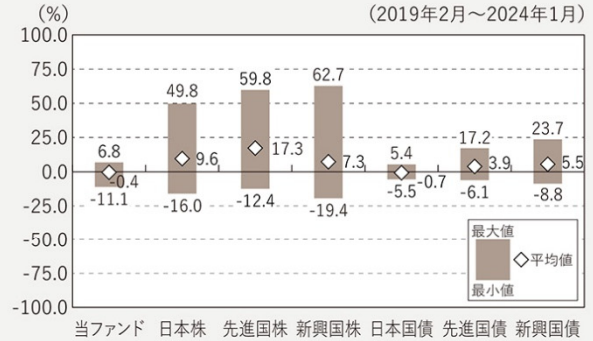
■ 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。
- 当ファンドの年間騰落率(2019年12月～2024年1月の各月末の数値を用いて算出)は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 代表的な資産クラスについて、2019年2月～2024年1月の5年間(当ファンドについては、2019年12月～2024年1月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株：TOPIX配当込み指数
 先進国株：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
 新興国株：MSCI EM (Emerging Markets) Index
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
 新興国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index
 (注)海外の指数は、為替ヘッジ無しによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

騰落率は、FACTSETが提供する各指数をもとに、当社が計算しております。

- 「TOPIX配当込み指数」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- 「MSCI Kokusai (World ex Japan) Index」は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- 「MSCI EM (Emerging Markets) Index」は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募利付国債市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 「THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index」は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。(ノーロード)

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ①当ファンドの純資産総額に対して年率 1.4575% (税抜 1.325%) の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産の中から支弁するものとします。また、信託報酬率 1.4575% (税抜 1.325%) には投資一任契約に係る報酬が含まれます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※消費税法の変更があった場合は、税率に応じて税込みの料率は変更されます。

- ②信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りです。

<信託報酬の配分>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 1.342% (税抜 1.22%)	当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成、投資一任に係る業務等の対価
販売会社	年 0.088% (税抜 0.08%)	購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価
受託会社	年 0.0275% (税抜 0.025%)	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

- ③上記の他に当ファンドが投資する投資信託証券に関しても運用および管理等に係る費用がかかります。(投資対象ファンドの純資産総額に対して年率 0.20%程度)

当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して、年率 1.6575%程度(税込)(概算値)、(年率 1.525%程度(税抜)(概算値))です。

※概算値は、投資対象とする投資信託証券における運用および管理等に係る費用を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への想定配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算値で表示しています。

※上記の実質的な信託報酬率(年率 1.6575%程度(税込)(概算値)、(年率 1.525%程度(税抜)(概算値)))には、投資一任契約に係る報酬は含まれておりますが、次の(4)その他の手数料等に記載されている費用は含まれておりません。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担として、毎日計上され、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ③組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料・税金、組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用等は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

※上記の「その他の手数料等」について、事前に料率、上限額および計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、運用状況等により変動するものであったり、また、発生時・請求時にはじめて具体的な金額を認識するものであったりすることから、あらかじめ具体的に記載することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税 15.315% (復興特別所得税を含みます。)) および地方税 5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 (配当控除の適用はありません。) を選択することもできます。

(ロ) 換金 (解約) 時および償還時

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) ※については、譲渡所得として、20.315% (所得税 15.315% (復興特別所得税を含みます。)) および地方税 5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

※解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。) を控除した利益。

(ハ) 損益通算について

換金 (解約) 時および償還時の差損 (譲渡損失) については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA (少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金 (解約) 時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税 15.315% (復興特別所得税を含みます。)) の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2024年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本について>

- ① 受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③ 収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2024年1月末日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	43,834,086	43.06
内 日本	43,834,086	43.06
投資証券	55,986,808	55.00
内 アメリカ	55,986,808	55.00
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	1,965,413	1.93
純資産総額	101,786,307	100.00

その他資産の投資状況

(2024年1月末日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引 (売建)	22,263,030	△21.87
内 日本	22,263,030	△21.87

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2024年1月末日現在)

順位	銘柄名	通貨 国・地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還期限 (年/月/ 日)	投資 比率 (%)
1	Vanguard Total International Bond ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	4,002	7,201.91 28,822,065	7,213.71 28,869,305	— —	28.36
2	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動	日本・円 日本	投資信託受益証券	25,260	943.8931 23,842,740	929.1000 23,469,066	— —	23.06
3	Vanguard Total Bond Market ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,692	10,697.37 18,099,958	10,788.85 18,254,744	— —	17.93
4	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	日本・円 日本	投資信託受益証券	4,880	2,404.0192 11,731,614	2,670.0000 13,029,600	— —	12.80
5	Iシェアーズ・コア 日本国債ETF	日本・円 日本	投資信託受益証券	1,680	2,467.6023 4,145,572	2,432.0000 4,085,760	— —	4.01
6	Iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本・円 日本	投資信託受益証券	1,230	2,404.9756 2,958,120	2,642.0000 3,249,660	— —	3.19

7	iShares Floating Rate Bond ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	210	7,492.58 1,573,443	7,516.19 1,578,401	— —	1.55
8	Schwab US TIPS ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	197	7,743.42 1,525,454	7,679.97 1,512,955	— —	1.49
9	Vanguard Total Stock Market ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	39	33,348.71 1,300,600	35,999.23 1,403,970	— —	1.38
10	iShares Gold Trust	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	161	5,462.29 879,430	5,682.14 914,826	— —	0.90
11	Vanguard FTSE Developed Markets ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	120	6,970.25 836,431	7,030.75 843,690	— —	0.83
12	iShares iBoxx USD High Yield Corporate Bond ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	55	11,101.65 610,591	11,464.61 630,554	— —	0.62
13	iShares Global Infrastructure ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	77	7,063.20 543,867	6,743.02 519,213	— —	0.51
14	iShares Global Timber & Forestry ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	45	10,895.08 490,279	11,384.95 512,323	— —	0.50
15	Vanguard ESG U.S. Stock ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	22	11,845.27 260,596	12,950.45 284,910	— —	0.28
16	Vanguard FTSE Emerging Markets ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	44	6,180.86 271,958	5,871.00 258,324	— —	0.25
17	Vanguard Growth ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	3	43,885.00 131,655	47,894.66 143,684	— —	0.14
18	Vanguard Value ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	6	20,857.33 125,144	22,461.50 134,769	— —	0.13
19	Vanguard Small-Cap ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	4	28,251.00 113,004	31,285.00 125,140	— —	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

(2024年1月末日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	43.06
投資証券	55.00
合計	98.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年1月末日および、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年12月7日)	10,000,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2019年7月25日)	10,428,757	10,428,757	1.0429	1.0429
第2計算期間末 (2020年7月27日)	28,221,796	28,221,796	1.0784	1.0784
第3計算期間末 (2021年7月26日)	49,644,408	49,644,408	1.1097	1.1097
第4計算期間末 (2022年7月25日)	104,907,914	104,907,914	1.0371	1.0371
第5計算期間末 (2023年7月25日)	101,171,357	101,171,357	1.0176	1.0176
2023年1月末日	98,893,575	—	0.9983	—
2月末日	97,965,339	—	0.9883	—
3月末日	99,366,129	—	1.0018	—
4月末日	99,705,667	—	1.0046	—
5月末日	100,066,526	—	1.0077	—
6月末日	101,254,558	—	1.0190	—
7月末日	100,971,612	—	1.0156	—
8月末日	100,878,955	—	1.0140	—
9月末日	99,782,374	—	1.0024	—
10月末日	98,299,009	—	0.9869	—
11月末日	99,955,636	—	1.0168	—
12月末日	100,856,453	—	1.0255	—
2024年1月末日	101,786,307	—	1.0344	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
2023年7月26日～2024年1月25日	—

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1 計算期間	4.3
第2 計算期間	3.4
第3 計算期間	2.9
第4 計算期間	△6.5
第5 計算期間	△1.9
2023年7月26日～2024年1月25日	1.2

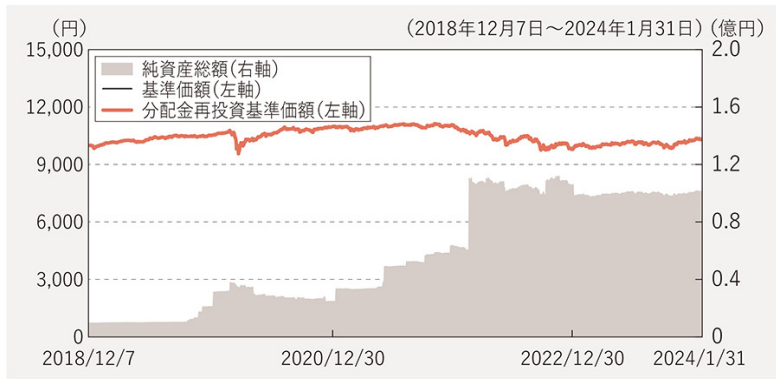
(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 計算期間	10,000,000	0	10,000,000
第2 計算期間	26,280,960	10,110,518	26,170,442
第3 計算期間	24,719,618	6,151,621	44,738,439
第4 計算期間	63,508,847	7,093,777	101,153,509
第5 計算期間	11,123,055	12,852,399	99,424,165
2023年7月26日～ 2024年1月25日	562,650	1,587,206	98,399,609

(注) 第1 計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

《参考情報》 運用実績（基準日：2024年1月31日）

基準価額・純資産総額の推移



※基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。
 ※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。

分配の推移(税引前)

第1期	2019年7月	0円
第2期	2020年7月	0円
第3期	2021年7月	0円
第4期	2022年7月	0円
第5期	2023年7月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※投資比率は純資産総額に対する時価の比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	43.06
内 日本	43.06
投資証券	55.00
内 アメリカ	55.00
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	1.93
純資産総額	100.00

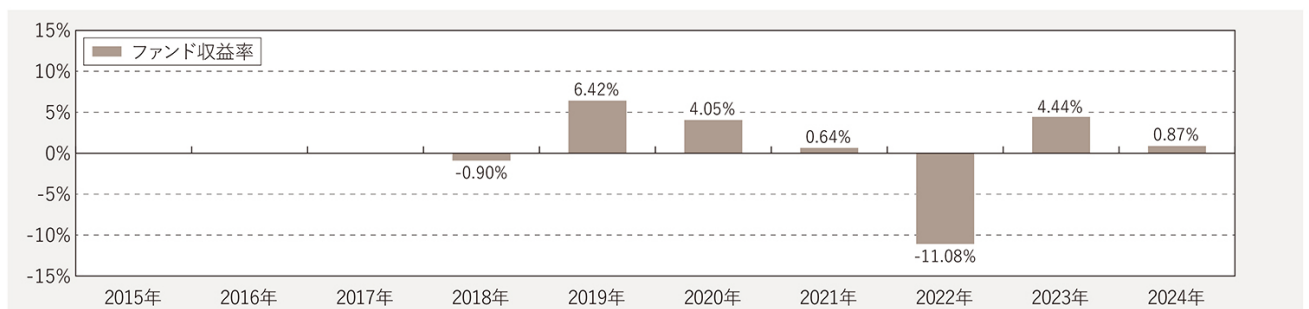
その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率 (%)
為替予約取引(売建)	△21.87

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	投資比率
1	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	投資証券	アメリカ	28.36%
2	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動	投資信託受益証券	日本	23.06%
3	バンガード・米国トータル債券市場ETF	投資証券	アメリカ	17.93%
4	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	投資信託受益証券	日本	12.80%
5	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	投資信託受益証券	日本	4.01%
6	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	投資信託受益証券	日本	3.19%
7	iシェアーズ フローティングレート・ボンドETF	投資証券	アメリカ	1.55%
8	シュワブ米国TIPS ETF	投資証券	アメリカ	1.49%
9	バンガード・トータル・ストック・マーケットETF	投資証券	アメリカ	1.38%
10	iシェアーズ ゴールド・トラスト	投資証券	アメリカ	0.90%

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。
 ※ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。ただし、2018年は設定日から年末までの収益率、2024年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示します。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- 取得の申込みは、原則として販売会社の毎営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- 当ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。))と収益分配金を税引後で再投資する「自動継続投資コース」のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
- また、委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)を取消することができるものとします。
- 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断した場合、委託会社は、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付を制限または停止することができます。
- 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位

ただし、「自動継続投資コース」により収益分配金を税引後で再投資による取得申込については、1口単位とします。

(2) 申込手数料

ありません。(ノーロード)

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が定める所定の期日までに払込むものとします。

2【換金(解約)手続等】

- 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し換金(解約)の請求をすることができます。
受益者が換金(解約)の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
委託会社は、換金(解約)の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。
- 換金(解約)の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後 3 時まで、販売会社所定の方法で行われ、かつ、換金(解約)受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- 換金(解約)の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、受益者が換金(解約)の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよび既に受付けた換金請求の受付を取り消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

(1)解約単位

販売会社が定める単位

(2)解約価額

解約価額は、解約請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3)解約手数料

かかりません。

(4)解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求の受付日より起算して 6 営業日目から販売会社において受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)

②主な投資対象の評価方法

(イ)金融商品取引所上場の投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

(ロ)外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

マネックス・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: <https://www.monex-am.co.jp/>

電話番号:03-6441-3964(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2018年12月7日から無期限とします。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年7月26日から翌年7月25日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①償還条件等

(イ)委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受益者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定

め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ハ) 書面決議において、受益者(委託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合にあって、上記(ロ)から(ニ)までの取扱いを行うことが困難な場合にも適用しません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (チ) 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記②の(ロ)に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとし、なお(イ)から(ト)に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ロ) 委託会社は、(イ)の事項((イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、(イ)の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ヘ)(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

(ト)(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

(イ)他の受益者の氏名または名称および住所

(ロ)他の受益者が有する受益権の内容

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の変更

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし、双方から契約満了日3ヵ月前までに特段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

《 <https://www.monex-am.co.jp/> 》

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦信託事務の委託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧運用報告書

委託会社は、ファンドの決算時及び償還時に、運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則としてあらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社を通じて交付します。この交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

運用報告書(全体版)については、委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から 5 年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金支払開始日から 10 年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部換金(解約)の請求をする権利を有します。

なお、換金には制限があります。詳細については、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2022年7月26日から2023年7月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSVグローバル資産配分ファンドI（保守型）の2022年7月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSVグローバル資産配分ファンドI（保守型）の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分

かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【MSVグローバル資産配分ファンドI(保守型)】

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第 4 期	第 5 期
		(2022 年 7 月 25 日現在)	(2023 年 7 月 25 日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		526,816	706,526
コール・ローン		3,294,354	2,234,091
投資信託受益証券		—	23,950,390
投資証券		106,426,754	79,148,896
派生商品評価勘定		—	4,433
未収配当金		—	143,991
流動資産合計		110,247,924	106,188,327
資産合計		110,247,924	106,188,327
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,321,624	3,797,920
未払金		255,827	456,837
未払解約金		39,999	40,000
未払受託者報酬		13,556	13,549
未払委託者報酬		707,480	707,105
その他未払費用		1,524	1,559
流動負債合計		5,340,010	5,016,970
負債合計		5,340,010	5,016,970
純資産の部			
元本等			
元本	※1	101,153,509	99,424,165
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		3,754,405	1,747,192
(分配準備積立金)		2,432,639	2,865,990
元本等合計		104,907,914	101,171,357
純資産合計		104,907,914	101,171,357
負債純資産合計		110,247,924	106,188,327

(2)【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第 4 期	第 5 期
		(自 2021 年 7 月 27 日 至 2022 年 7 月 25 日)	(自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日)
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取配当金		1,998,943	2,360,812
受取利息		73	15,136
有価証券売買等損益		△13,638,333	30,465
為替差損益		7,231,632	△2,656,519
その他収益		190,854	—
営業収益合計		△4,216,831	△250,106
営業費用			
支払利息		1,485	1,403
受託者報酬		21,345	28,181
委託者報酬		1,115,299	1,470,483
その他費用		100,008	122,789
営業費用合計		1,238,137	1,622,856
営業利益又は営業損失(△)		△5,454,968	△1,872,962
経常利益又は経常損失(△)		△5,454,968	△1,872,962
当期純利益又は当期純損失(△)		△5,454,968	△1,872,962
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△223,526	△496,071
期首剰余金又は期首欠損金(△)		4,905,969	3,754,405
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,737,376	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		4,737,376	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		657,498	630,322
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		657,498	406,839
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		—	223,483
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		3,754,405	1,747,192

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 4 期 (2022 年 7 月 25 日現在)	第 5 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 4 期 (2022 年 7 月 25 日現在)	第 5 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
1. ※1 期首元本額	44,738,439 円	101,153,509 円
期中追加設定元本額	63,508,847 円	11,123,055 円
期中一部解約元本額	7,093,777 円	12,852,399 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	101,153,509 口	99,424,165 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 4 期 (自 2021 年 7 月 27 日 至 2022 年 7 月 25 日)	第 5 期 (自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日)
1. ※1 分配金の計算過程	計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(876,317 円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整金(8,679,097 円)及び分配準備積立金(1,556,322 円)より分配対象額は 11,111,736 円(1 万口当たり 1,098.50 円)ですが、分配は行っておりません。	計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(713,755 円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整金(8,814,433 円)及び分配準備積立金(2,152,235 円)より分配対象額は 11,680,423 円(1 万口当たり 1,174.81 円)ですが、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 4 期 (自 2021 年 7 月 27 日 至 2022 年 7 月 25 日)	第 5 期 (自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

<p>2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスク等であります。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としており、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	<p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>運用担当部署から独立した運用リスク管理担当部署がリスクを把握、管理し、運用担当部署への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また、運用リスク管理の結果については定期的にリスク管理に関する会議体等に報告をしております。</p>	<p>同左</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

<p>区分</p>	<p>第4期 (2022年7月25日現在)</p>	<p>第5期 (2023年7月25日現在)</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>同左</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 (2022年7月25日現在)	第5期 (2023年7月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	—	1,214,129
投資証券	△11,609,342	△726,947
合計	△11,609,342	487,182

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第4期 (2022年7月25日現在)				第5期 (2023年7月25日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	68,815,576	—	73,137,200	△4,321,624	61,454,311	—	65,247,798	△3,793,487
アメリカ・ドル	68,815,576	—	73,137,200	△4,321,624	61,454,311	—	65,247,798	△3,793,487
合計	68,815,576	—	73,137,200	△4,321,624	61,454,311	—	65,247,798	△3,793,487

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
 4. 換算において円未満の端数は切捨てております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第4期 (2022年7月25日現在)	第5期 (2023年7月25日現在)
1口当たり純資産額	1,0371円	1,0176円
(1万口当たり純資産額)	(10,371円)	(10,176円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	シェアーズ・コア TOP IX	300	709,200	
		NFTOPIX	2,540	6,004,560	
		NF国内債券	18,100	17,236,630	
	日本円 小計		20,940	23,950,390	
投資信託受益証券 合計			20,940	23,950,390	
投資証券	アメリカ・ドル	ABRDN PHYSICAL PRECIOUS METALS BASKET SHARES ETF	16.000	1,434.240	
		Schwab US TIPS ETF	258.000	13,539.840	
		Vanguard ESG U.S.Stock ETF	129.000	10,356.120	
		Vanguard Emerging Markets Government Bond ETF	320.000	19,996.800	
		Vanguard FTSE Developed Markets ETF	465.000	21,966.600	
		Vanguard FTSE Emerging Markets ETF	107.000	4,482.230	
		Vanguard Total Bond Market ETF	2,232.000	161,820.000	
		Vanguard Total International Bond ETF	5,054.000	246,685.740	
		Vanguard Total Stock Market ETF	181.000	40,963.920	
		iShares Floating Rate Bond ETF	272.000	13,812.160	
		iShares Global Infrastructure ETF	155.000	7,419.850	
		iShares Global REIT ETF	71.000	1,711.810	
		iShares Global Timber & Forestry ETF	45.000	3,322.800	
		iShares Gold Trust	161.000	5,960.220	
	iShares iBoxx USD High Yield Corporate Bond ETF	74.000	5,567.760		
アメリカ・ドル 小計		9,540.000	559,040.090 (79,148,896)		
投資証券 合計		9,540	79,148,896 (79,148,896)		

合計		103,099,286 (79,148,896)	
----	--	-----------------------------	--

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 15 銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年7月26日から2024年1月25日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年4月19日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSVグローバル資産配分ファンドI（保守型）の2023年7月26日から2024年1月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MSVグローバル資産配分ファンドI（保守型）の2024年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年7月26日から2024年1月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められ

るかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【MSVグローバル資産配分ファンドI(保守型)】

(1) 【中間貸借対照表】

	第5期 (2023年7月25日現在) 金額(円)	第6期中間計算期間末 (2024年1月25日現在) 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	706,526	147,969
コール・ローン	2,234,091	2,207,794
投資信託受益証券	23,950,390	43,664,462
投資証券	79,148,896	55,707,252
派生商品評価勘定	4,433	39,505
未収入金	—	346,407
未収配当金	143,991	24,899
流動資産合計	106,188,327	102,138,288
資産合計	106,188,327	102,138,288
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,797,920	—
未払金	456,837	27,107
未払解約金	40,000	39,999
未払受託者報酬	13,549	13,813
未払委託者報酬	707,105	720,021
その他未払費用	1,559	1,593
流動負債合計	5,016,970	802,533
負債合計	5,016,970	802,533
純資産の部		
元本等		
元本	99,424,165	98,399,609
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,747,192	2,936,146
(分配準備積立金)	2,865,990	2,820,377
元本等合計	101,171,357	101,335,755
純資産合計	101,171,357	101,335,755
負債純資産合計	106,188,327	102,138,288

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第5期中間計算期間 (自 2022年7月26日 至 2023年1月25日) 金額(円)	第6期中間計算期間 (自 2023年7月26日 至 2024年1月25日) 金額(円)
営業収益		
受取配当金	1,120,809	1,562,574
受取利息	5,044	12,636
有価証券売買等損益	△1,134,460	477,098
為替差損益	△2,329,425	△52,555
営業収益合計	△2,338,032	1,999,753
営業費用		
支払利息	717	576
受託者報酬	14,632	13,813
委託者報酬	763,378	720,021
その他費用	62,527	73,805
営業費用合計	841,254	808,215
営業利益又は営業損失(△)	△3,179,286	1,191,538
経常利益又は経常損失(△)	△3,179,286	1,191,538
中間純利益又は中間純損失(△)	△3,179,286	1,191,538
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△489,906	△17,916
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,754,405	1,747,192
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	7,346
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	7,346
剰余金減少額又は欠損金増加額	625,554	27,846
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	399,325	27,846
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,229	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	439,471	2,936,146

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
<p>4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第5期 (2023年7月25日現在)	第6期中間計算期間末 (2024年1月25日現在)
1. 期首元本額	101,153,509 円	99,424,165 円
期中追加設定元本額	11,123,055 円	562,650 円
期中一部解約元本額	12,852,399 円	1,587,206 円
2. 受益権の総数	99,424,165 口	98,399,609 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期中間計算期間 (自 2022年7月26日 至 2023年1月25日)	第6期中間計算期間 (自 2023年7月26日 至 2024年1月25日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期 (2023年7月25日現在)	第6期中間計算期間末 (2024年1月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第5期 (2023年7月25日現在)			
	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	61,454,311	—	65,247,798	△3,793,487
アメリカ・ドル	61,454,311	—	65,247,798	△3,793,487
合計	61,454,311	—	65,247,798	△3,793,487

種類	第6期中間計算期間末 (2024年1月25日現在)			
	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	22,182,120	—	22,142,615	39,505
アメリカ・ドル	22,182,120	—	22,142,615	39,505
合計	22,182,120	—	22,142,615	39,505

(注) 時価の算定方法

- 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
 - 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 - 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
 - 換算において円未満の端数は切捨てております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第5期 (2023年7月25日現在)	第6期中間計算期間末 (2024年1月25日現在)
1口当たり純資産額	1.0176円	1.0298円
(1万口当たり純資産額)	(10,176円)	(10,298円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年1月末日現在)

I 資産総額	101,810,628 円
II 負債総額	24,321 円
III 純資産総額(I - II)	101,786,307 円
IV 発行済数量	98,399,609 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.0344 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡および譲渡制限

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

① 受益権の譲渡

(イ) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(ロ) 当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(ハ) 前記(イ)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

②受益権の譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

③受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

④償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

⑤質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部換金(解約)の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年1月末現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

● 過去5年間における主な資本金の増減

2020年9月29日 資本金900百万円から1,400百万円に増資

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、すべての取締役で組織される取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

増員または欠員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。

代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、運用に係る組織および権限と責任を明示するとともに、運用を行うにあたって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る規程を定めています。

ファンド運用に係る意思決定はこれらの規程に則り、商品戦略の決議、運用方針・運用計画の策定、有価証券の売買のプロセスを経て実行されます。

ファンドの商品戦略は、委託会社の投資哲学や市場環境等を勘案した上で策定・見直しされ、取締役会で決議されます。

ファンドの運用方針は運用担当部署において策定され、代表取締役社長を構成メンバーに含む投資戦略会議において報告されます。運用計画は、運用担当部署においてファンドの運用方針に基づいて策定されます。

個々の有価証券の売買は、トレーディング担当部署において運用担当部署の指図に従い執行されます。

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果については、運用担当部署にフィードバックされ、必要に応じて是正されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。問題点の改善方法の提言等も含めて評価結果を委託会社の経営陣に報告する内部監査態勢を構築しています。

※上記の体制は、2024年1月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年1月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	31	138,529
単位型株式投資信託	29	103,700
単位型公社債投資信託	73	239,147
合計	133	481,376

※百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
また、第9期事業年度に係る中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 方昭

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること

にある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第7期 (2022年3月31日現在)	第8期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	464,548	216,938
前払費用	2,237	2,005
未収委託者報酬	31,686	48,122
未収運用受託報酬	49,027	72,834
その他	※2 17,017	0
流動資産計	564,517	339,901
固定資産		
有形固定資産	※1 2,284	※1 2,257
建物	1,289	1,562
器具備品	995	694
無形固定資産	109,544	118,432
ソフトウェア	98,160	107,942
ソフトウェア仮勘定	11,384	10,490
投資その他の資産	34,303	31,046
投資有価証券	31,462	30,210
長期前払費用	2,841	835
固定資産計	146,133	151,736
資産合計	710,650	491,637
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,455	3,292
未払金	3,334	2,927
未払手数料	73,897	102,963
未払費用	16,055	17,677
未払法人税等	8,300	8,300
その他	-	4,115
流動負債計	104,042	139,277
固定負債		
繰延税金負債	447	129
固定負債計	447	129
負債合計	104,490	139,407
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	1,400,000	1,400,000
資本剰余金	1,400,000	1,400,000
資本準備金	1,400,000	1,400,000
利益剰余金	△2,194,854	△2,447,849
その他利益剰余金	△2,194,854	△2,447,849
繰越利益剰余金	△2,194,854	△2,447,849
株主資本計	605,145	352,150
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,014	80
評価・換算差額等計	1,014	80
純資産合計	606,160	352,230
負債・純資産合計	710,650	491,637

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第8期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	408,188		469,212	
運用受託報酬	216,557		423,214	
その他	4,870		17,682	
営業収益計		629,616		910,108
営業費用				
支払手数料	461,071		594,976	
広告宣伝費	61,524		33,219	
調査費	96,357		111,492	
委託調査費	95,608		110,542	
その他調査費	749		949	
委託計算費	8,948		19,176	
営業雑経費	5,047		5,309	
通信費	3,814		3,878	
協会費	1,232		1,431	
営業費用計		632,949		764,174
一般管理費				
給料	268,137		285,644	
役員報酬	30,000		30,000	
給料・手当	202,136		219,025	
法定福利費	36,000		36,619	
交際費	302		406	
旅費交通費	750		4,946	
租税公課	15,489		15,692	
不動産賃借料	13,523		11,110	
退職給付費用	6,358		6,558	
固定資産減価償却費	※1 47,838		※1 42,863	
諸経費	40,310		31,067	
一般管理費計		392,711		398,290
営業損失(△)		△396,044		△252,356
営業外収益				
受取利息	5		1	
雑収入	365		308	
営業外収益計		371		310
経常損失(△)		△395,672		△252,045
税引前当期純損失(△)		△395,672		△252,045
法人税、住民税及び事業税		950		950
当期純損失(△)		△396,622		△252,995

(3) 【株主資本等変動計算書】

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△1,798,231	△1,798,231	1,001,768
当期変動額						
当期純損失(△)	-	-	-	△396,622	△396,622	△396,622
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△396,622	△396,622	△396,622
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,194,854	△2,194,854	605,145

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	978	978	1,002,746
当期変動額			
当期純損失(△)	-	-	△396,622
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	△396,586
当期末残高	1,014	1,014	606,160

第8期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,194,854	△2,194,854	605,145
当期変動額						
当期純損失(△)	-	-	-	△252,995	△252,995	△252,995
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△252,995	△252,995	△252,995
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,447,849	△2,447,849	352,150

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,014	1,014	606,160
当期変動額			
当期純損失(△)	-	-	△252,995
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△933	△933	△933
当期変動額合計	△933	△933	△253,929
当期末残高	80	80	352,230

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品6～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬: 投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬: 該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(会計方針の変更)

1. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、当社が保有する投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とする取扱いを適用しております。なお財務諸表に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

ソフトウェア 107,942 千円

ソフトウェア仮勘定 10,490 千円

(2) 上記項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
割引前将来キャッシュ・フローの総額が、上記のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の帳簿価額の合計額を上回ったことにより、当事業年度においては減損損失を認識しておりません。
- ② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、経済的残存使用年数や事業計画に基づく資産運用残高等が含まれます。
- ③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響
資産運用残高の推移については、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。そのため、実績値が②に記載した主要な仮定から下方に乖離し、結果として減損損失を認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第7期 (2022年3月31日現在)	第8期 (2023年3月31日現在)
建物	325	461
器具備品	3,544	3,845

※2. 関係会社に対する資産及び負債

(単位:千円)

	第7期 (2022年3月31日現在)	第8期 (2023年3月31日現在)
その他	9,002	-

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第8期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
有形固定資産	497	436
無形固定資産	47,340	42,427

2. 関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第8期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

また、現金・預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	第7期 (2022年3月31日現在)			第8期 (2023年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	31,462	31,462	-	30,210	30,210	-
資産計	31,462	31,462	-	30,210	30,210	-

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	第7期 (2022年3月31日現在)				第8期 (2023年3月31日現在)			
	時価				時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	31,462	-	-	31,462	30,210	-	-	30,210
資産計	31,462	-	-	31,462	30,210	-	-	30,210

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	第7期 (2022年3月31日現在)			第8期 (2023年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	30,000	31,462	1,462	20,000	20,424	424
	小計	30,000	31,462	1,462	20,000	20,424	424
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	10,000	9,786	△ 213
	小計	-	-	-	10,000	9,786	△ 213
合計	30,000	31,462	1,462	30,000	30,210	210	

2. 売却したその他有価証券

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

第8期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	第7期	第8期
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	408,188	469,212
基本報酬	269,344	464,477
成功報酬	138,844	4,734
運用受託報酬	216,557	423,214
その他	4,870	17,682
合計	629,616	910,108

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第7期 6,358 千円、第8期 6,558 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第7期 (2022年3月31日現在) (千円)	第8期 (2023年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	667,718	744,936
その他	2,531	2,396
繰延税金資産小計	670,250	747,332
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注1)	△667,718	△744,936
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△2,531	△2,396
評価性引当額小計	△670,250	△747,332
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△447	△129
繰延税金負債合計	△447	△129
繰延税金負債純額	△447	△129

(注1) 評価性引当額が77,082千円増加しています。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を77,217千円追加的に認識したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	21,219	83,670	89,354	550,690	744,936
評価性引当額	—	—	△21,219	△83,670	△89,354	△550,690	△744,936
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マネックス グループ 株式会社	東京都 港区	13,143,536	持株会社	(被所有) 直接 100.00%	役員 兼 任	経費の 立替 (注1)	9,002	その他(流 動資産)	9,002

第8期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 子会社等

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

第8期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	マネックス 証券株式 会社	東京都 港区	12,200,000	金融商品 取引業	—	証券投資信託の 販売代行	役務の 受入 (注2)	124,535	未払手 数料	17,718
同一の 親会社 を持つ 会社	カタリスト 投資顧問 株式会社	東京都 港区	100,000	投資助言 業	—	投資の助言に関 する業務委託契 約	役務の 受入 (注2)	209,137	未払手 数料	6,898

第8期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	マネックス証券株式会社	東京都港区	12,200,000	金融商品取引業	—	証券投資信託の販売代行	役務の受入(注2)	162,564	未払手数料	20,979
同一の親会社を持つ会社	カタリスト投資顧問株式会社	東京都港区	100,000	投資助言業	—	投資の助言に関する業務委託契約	役務の受入(注2)	125,815	未払手数料	7,499

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)経費の立替はマネックスグループ株式会社が行った当社オフィスの減床にかかる設備更新費用等の支払いについて、当社が一部を立て替えたものであります。なお当該経費は、実費相当額であります。

(注2)役務の受入については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。

2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第8期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	12,123 円 20 銭	7,044 円 61 銭
1株当たり当期純損失金額	7,932 円 45 銭	5,059 円 91 銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第8期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純損失	396,622 千円	252,995 千円
普通株式に係る当期純損失	396,622 千円	252,995 千円
期中平均株式数	50,000 株	50,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月22日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 方 昭
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	第9期中間会計期間 (2023年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		126,077
前払費用		3,921
未収委託者報酬		88,549
未収運用受託報酬		89,261
その他		98
	流動資産計	307,909
固定資産		
有形固定資産	※1	3,120
建物		1,486
器具備品		1,634
無形固定資産		110,626
ソフトウェア		99,604
ソフトウェア仮勘定		11,022
投資その他の資産		30,523
投資有価証券		30,523
	固定資産計	144,270
	資産合計	452,179
(負債の部)		
流動負債		
預り金		5,154
未払金		5,567
未払手数料		122,147
未払費用		27,408
未払法人税等		7,824
未払消費税等		5,467
	流動負債計	173,570
固定負債		
繰延税金負債		223
	固定負債計	223
	負債合計	173,794
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,400,000
資本剰余金		1,400,000
資本準備金		1,400,000
利益剰余金		△2,521,914
その他利益剰余金		△2,521,914
繰越利益剰余金		△2,521,914
	株主資本計	278,085
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		299
	評価・換算差額等計	299
	純資産合計	278,385
	負債・純資産合計	452,179

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		621,012	
運用受託報酬		265,745	
その他		7,100	
	営業収益計		893,857
営業費用			
支払手数料		640,716	
広告宣伝費		6,279	
調査費		74,669	
委託調査費		74,259	
その他調査費		409	
委託計算費		26,733	
営業雑経費		3,293	
通信費		1,814	
協会費		1,478	
	営業費用計		751,693
一般管理費			
給料		145,815	
役員報酬		10,800	
給料・手当		116,923	
法定福利費		18,091	
交際費		348	
旅費交通費		2,835	
租税公課		8,134	
不動産賃借料		5,550	
退職給付費用		3,435	
固定資産減価償却費	※1	22,440	
諸経費		27,498	
	一般管理費計		216,057
営業損失(△)			△73,893
営業外収益			
受取利息		0	
雑収入		331	
	営業外収益計		331
営業外費用			
支払利息		27	
	営業外費用計		27
経常損失(△)			△73,589
税引前中間純損失(△)			△73,589
法人税、住民税及び事業税			474
中間純損失(△)			△74,064

(3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,447,849	△2,447,849	352,150
当中間期変動額						
当中間期純損失(△)	-	-	-	△74,064	△74,064	△74,064
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△74,064	△74,064	△74,064
当中間期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△2,521,914	△2,521,914	278,085

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	80	80	352,230
当中間期変動額			
当中間期純損失(△)	-	-	△74,064
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	219	219	219
当中間期変動額合計	219	219	△73,845
当中間期末残高	299	299	278,385

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品5～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬: 投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬: 該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第9期中間会計期間 (2023年9月30日現在)
建物	537
器具備品	3,186

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	258
無形固定資産	22,182

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達には行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

また、現金・預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	第9期中間会計期間 (2023年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	30,523	30,523	-
資産計	30,523	30,523	-

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属

するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	第9期中間会計期間 (2023年9月30日現在)			
	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	30,523	-	-	30,523
資産計	30,523	-	-	30,523

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	第9期中間会計期間 (2023年9月30日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	20,000	20,730	730
	小計	20,000	20,730	730
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	10,000	9,793	△ 206
	小計	10,000	9,793	△ 206
合計		30,000	30,523	523

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
委託者報酬	621,012
基本報酬	315,437
成功報酬	305,574
運用受託報酬	265,745
その他	7,100
合計	893,857

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	5,567円71銭
1株当たり中間純損失金額	1,481円28銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第9期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純損失金額	74,064千円
普通株式に係る中間純損失金額	74,064千円
普通株式の期中平均株式数	50,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

MSVグローバル資産配分ファンドI（保守型）

約款

マネックス・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国または外国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）に上場している上場投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。））ならびに上場投資証券および上場外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）（以下、「上場投資信託証券等」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①上場投資信託証券等への投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託、コモディティ等へ実質的に分散投資を行います。
- ②上場投資信託証券等の合計組入比率は、高位に保つことを原則とします。投資対象の各上場投資信託証券等への投資比率は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、投資対象の各上場投資信託証券等への組入比率を引き下げることもあります。
- ③投資対象の上場投資信託証券等については、収益機会の追及やリスクの分散を目的として、市場の流動性や運用管理に係る経費ならびに投資信託証券の発行体の信用リスク等を勘案して、組入れる銘柄を選定します。
- ④組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行うことがあります。
- ⑤資金動向または市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

- ①投資対象の上場投資信託証券等への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③上場投資信託証券等が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該上場投資信託証券等への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ④一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤外国為替の予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。
- ⑥デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ⑦株式への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、委託者の判断に基づき、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、マネックス・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条、第18条第1項、同条第2項および第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金10百万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託の終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条に規定する受益権については、10百万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第23条に規定する外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および取得価額等)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

②委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関（以下、「指定販売会社等」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社等が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③第1項および第2項の取得申込者は、指定販売会社等に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社等は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④第1項および第2項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として、決算日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請がある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、上場投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに上場投資証券および上場外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号および第3号の証券を以下「公社債」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コールローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、前条第1項ならびに第2項に定める資産への投資等および第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、前条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等および第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うこと指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。
(デリバティブ取引の投資制限)

第20条 委託者は、デリバティブ取引の直接利用は行いません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第22条 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託するときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものをいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項のただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしま

す。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第 27 条 委託者は、信託財産の属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 28 条 委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日または解約代金の入金日もしくは信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までに限るものとします。

- ③資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および償還金の合計額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

- ④収益分配金の再投資に係る支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ⑤借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年 7 月 26 日から翌年 7 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2019 年 7 月 25 日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了の時に最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

- ④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成を欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用および監査費用）

第 34 条 信託財産の関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、第 2 計算期間以降の毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 35 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年 10,000 分の 132.5 の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、第 2 計算期間以降の毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者との間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 36 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 37 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 38 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下、同じ。）については第 38 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 38 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約代金は、第 40 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社等の営業所等において行うものとし、

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者または指定販売会社等が定める単位(別に定める契約に係る受益権または指定販売会社等に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行を請求するときは、委託者または指定販売会社等に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②委託者は、前項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときに

は適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合にあつて、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 48 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 49 条 この信託は、受益者が第 40 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 42 条に規定する信託契約の解約または第 47 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(公告)

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

《 <https://www.monex-am.co.jp/> 》

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の記載すべき事項の提供)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 この約款において「自動継続投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「自動継続投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2018 年 12 月 7 日

東京都港区六本木一丁目 7 番 2 7 号

委託者 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社

代表取締役社長 中 村 友 茂

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 池 谷 幹 男